

就学援助を申請する保護者のみなさまへ

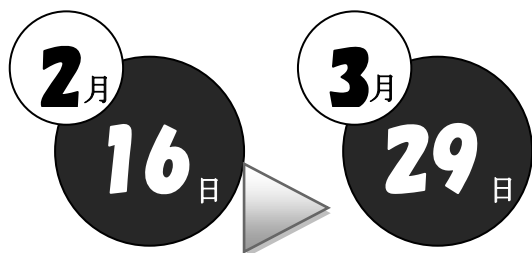
令和6年度 就学援助制度のお知らせ

※就学援助制度を希望される方は毎年度申請が必要です

栗原市教育委員会

このお知らせは、申請から認定、支給までの基本的な内容が書いてありますので、必ずお読みいただき、内容を確認していただいた上で申請してください。
なお、ご不明な点は下記にお問い合わせ願います。

申請受付期間



※年度途中でも受付しておりますが、認定日は申請日の翌月となりますのでご注意ください。

問い合わせ先
〒989-5171
栗原市金成沢辺町沖 200
栗原市教育委員会学校教育課
電話：0228-42-3512

就学援助とは

1. 就学援助制度

経済的理由で就学費用の支払いにお困りの場合、栗原市に住所を有する児童または生徒の保護者の方へ学用品費、校外活動費などの費用の一部を援助する制度です。

※学校との協力体制でお子様が均等に教育を受ける制度のため認定後は、申請内容を在学している学校へ報告いたします。

2. 対象となる方【申請後に審査があります】

栗原市に住所を有する児童又は生徒の保護者で、次の①か②に該当し、援助が必要と認められる世帯。

- ① 生活保護受給者世帯（要保護世帯）
※申請書等の提出の必要はありません。
- ② 生活保護に準ずる程度に困窮している世帯で、次の事項のいずれかに該当する場合（準要保護世帯）
 - ・生活保護が停止または廃止となった世帯
 - ・市民税が非課税または減免されている世帯
 - ・固定資産税が減免されている世帯
 - ・国民年金の掛金または国民健康保険税の額が減免されている世帯
 - ・児童扶養手当の支給を受けている世帯
 - ・収入が少なく、生活が困難である世帯※世帯員全員（世帯分離も含む）の収入額や学校長・民生委員児童委員の意見書により総合的に判断いたします。

3. 援助の内容

（単位：円）

費目	支給限度額（年額）		支給対象		備考
	小学校	中学校	要保護	準要保護	
学用品費	11,630	22,730		○	
通学用品費	2,270	2,270		○	1年生を除く
新入学用品費	54,060	63,000		○	4月1日認定の1年生
校外学習活動費（泊なし）	1,600	2,310		○	実費（上限額あり）
校外学習活動費（泊あり）	3,690	6,210		○	実費（上限額あり）
修学旅行費	22,690	60,910	○	○	実費（上限額あり）
学校給食費	実費	実費		○	
日本赤十字振興会外負担金	460	460	○	○	
オンライン学習通信費	14,000	14,000		○	実費（上限額あり）

【金額は令和5年度の支給額です。見直しにより支給額が変更になる場合があります】

【学用品費・通学用品費】

学用品費等の援助費は、3期に分けて支給いたします。

- 第1期 7月支給（4月から7月分）
- 第2期 12月支給（8月から11月分）
- 第3期 3月支給（12月から3月分）

※年度途中認定の場合は月割り支給となります。

【校外活動費・修学旅行費】



認定日以降に参加した行事が支給対象となり、上限額の範囲内で事業実施後の期別に支給いたします。

- ・修学旅行費（交通費、宿泊料、見学科等）
- ・校外学習活動費（交通費、見学科）

【スポーツ振興センター負担金費】

5月以降の審査で4月1日・5月1日認定となった方で、自己負担している場合に支給となります。

【学校給食費】

年度当初に認定された方は納付書を教育委員会で保管し、教育委員会が納付いたします。年度途中の場合、納付書が送付されます。



申請方法

1. 提出書類

栗原市準要保護児童
生徒（入学予定者）
認定申請書

+

添付書類
①および②

+

座振込依頼書
※ゆうちょ銀行の
場合は写し添付

1、申請書：必要事項を記入し、添付書類とあわせて提出願います。

2、添付書類：



① 世帯員全員（世帯分離含む）の令和5年中の収入額が確認できる書類

- ・源泉徴収票の写し（年末調整されているもの）
- ・令和5年分**確定申告書**の写し又は令和6年度分**市民税・県民税申告書**の写し（営業・農業収入のある方は収支内訳書の写しも添付）
- ・老齢年金、遺族年金、障害年金、恩給、失業保険金等を受給している方は、支払通知書等の受給額が確認できる書類の写し

② **申請理由が下記の場合は、証明書または通知書の写し等が必要**です

理 由	必 要 添 付 書 類
生活保護が停止または廃止	保護停止決定通知書の写し、保護廃止決定通知書の写し
市民税が非課税となっている	令和6年度所得課税証明書
市民税が減免されている	令和6年度減免通知書の写し
固定資産税が減免されている	令和6年度減免通知書の写し
国民年金が減免されている	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し (前年7月から6月まで及び7月から翌年6月までの承認通知書)
国民健康保険税が減免または猶予されている	令和6年度減免決定通知書または猶予決定通知書の写し
児童扶養手当が支給されている	児童扶養手当証書または児童扶養手当認定通知書の写し
収入が少なく、生活が困難である	① の書類のみ提出してください

※各種添付書類は例年6月から7月以降に交付開始となります。

※必要書類が添付されていない場合や不備がある場合は審査保留となり、不備の解消や書類がそろってから審査となります。

※令和5年中に収入がない方（学生を除く）も、確定申告書又は市・県民税申告書の写しが必要です。

※世帯分離されていても、実質的に同居している場合は同じ世帯として審査します。

2. 受付期間および提出先

1. 受付期間

- ・**年度当初の受付期間**：令和6年2月16日（金）～令和6年3月29日（金）

※4月1日認定希望の場合は、上記期間中に申請願います。

- ・**年度途中の受付期間**：4月から翌年2月まで、随時申請することができますが、認定日は申請日の翌月1日となります。

2. 提出先：教育委員会学校教育課 または 各総合支所市民サービス課

※申請書受理後、教育委員会で審査を行い、各家庭の状況や収入額などを総合的に検討し、認定の決定を行います。

審査の結果については、教育委員会より保護者宛てに通知いたします。

※申請者の世帯状況を確認するため、居住する地区の民生委員より意見書を作成していただく場合があります。**民生委員の方が申請者の世帯について確認や聞き取り等を行いますので、民生委員の方から連絡があった際は、現在の生活状況についてお話しいただき、円滑な職務執行にご協力をお願いいたします。**

3. 注意事項【申請内容に変更がある場合は、ご連絡ください】

例1) 申請から認定までの期間、または認定以降に世帯に転入してきた方がいるなどの理由により「世帯員が増えた」。

→世帯に転入してきた方の所得状況の確認が必要のため、所得課税証明書等の提出が必要です。※所得状況によっては、「就学援助辞退届」の提出が必要となる場合があります

例2) 援理由を「児童扶養手当が支給されている」で申請して認定されたが、再婚や収入が増となり「児童扶養手当の受給が停止」となった。

→児童扶養手当の受給が停止になると、就学援助の援理由と異なるため、「就学援助辞退届」の提出が必要です。ご注意ください。

※申請内容に変更があり、援理由に該当しなくなったにもかかわらず、変更の申し出をせずに援助費の受給をしていた場合、または、虚偽の内容で申請した場合、援助費を返還していただきますので、ご承知願います。